

登別市児童館・児童センター及び放課後児童クラブ
長期休業中の配達弁当提供事業者募集要項

令和8年5月

登別市保健福祉部
こども家庭グループ

1. 目的

本募集要項は、学校の長期休業期間中に登別市内の児童館・児童センター及び放課後児童クラブを利用する児童の保護者の希望により、利用可能な配達弁当サービスを提供する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 募集の趣旨

保護者が学校の長期休業中に配達弁当サービスを利用するにあたり、安全・安心な配達弁当サービスを提供することができる事業者を募集するものです。

3. 想定スケジュール

募集要項の公開	令和8年6月上旬
申込書類の提出締切	令和8年6月30日（火）
事業者決定	参加申出書受理後、1週間程度で決定を行う。
実施期間	①令和8年7月下旬～8月末（夏季休業期間） ②令和8年12月下旬～1月上旬（冬季休業期間）

4. サービス概要

(1) 内容

以下の表に掲げる児童館・児童センター及び放課後児童クラブを利用する児童の保護者からオンライン、アプリ、電話等を通じた注文を受け、当該児童が利用する施設に弁当を配達する。

(2) 利用期間

令和8年度夏季休業期間及び冬季休業期間

(3) 対象施設

対象施設は以下の表に掲げる児童館・児童センター及び放課後児童クラブとする。

No.	名称	所在地	電話番号
1	登別児童館	登別東町4丁目19番地2	0143-83-3493
2	幌別児童館 (放課後児童クラブ併設)	幌別町6丁目19番地5	0143-85-2802
3	富士児童館	富士町1丁目1番地4	0143-85-7760
4	富浜児童館	栄町2丁目18番地4	0143-86-7187

5	美園児童センター	美園町 5 丁目 36 番地 4	0143-86-4591
6	鷺別児童館 (放課後児童クラブ併設)	鷺別町 4 丁目 36 番地 6	0143-87-0003
7	若草つどいセンター内 児童室	若草町 4 丁目 21 番地 1	0143-86-1208
8	コミュニティセンター 泉和園内児童室	登別温泉町 20 番地 3	0143-84-2522
9	青葉児童館	青葉町 3 丁目 3 番地	0143-88-3321
10	富岸児童クラブ	富岸町 2 丁目 23 番地 15	0143-87-0034
11	若草児童クラブ	若草町 1 丁目 1 番地 12 若草小学校内	0143-86-0011
12	青葉児童クラブ	青葉町 3 丁目 3 番地 青葉小学校内	070-7403- 4624
13	幌別西児童クラブ	片倉町 5 丁目 13 番地 幌別西小学校内	0143-88-3570
14	登別児童クラブ	登別本町 3 丁目 25 番地 2 登別小学校内	0143-83-1177

5. 応募要件に関すること

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- ① 3. 想定スケジュールに記載の実施期間の間に対象施設（最低 1 施設以上）に弁当を週 1 回以上（日曜日・祝日を除く月曜日から土曜日）配達することができること。
- ② 配達弁当サービス利用希望者が市を介さずに、オンライン、アプリ、電話等で弁当の注文でき、代金の支払についても市を介さずに行えること。
- ③ 対象施設に正午までに弁当を配達できること。また、食中毒発生のリスクを考慮し、配達の際は温度管理を徹底すること。使用する食材の選定にあたっては、新鮮で安全な食材を厳選し、食中毒の原因となりやすい食材の使用については、安全性を確保すること。
- ④ 配達時に注文者の一覧表（氏名等）を対象施設毎に添付できること。
- ⑤ 弁当の配達各施設毎に最低 1 個から配達できること。
- ⑥ 調理に関する人員について、食品衛生責任者を 1 名以上配置し、衛生管理を徹底すること。
- ⑦ 保護者が弁当を注文する際の参考とするメニュー表等に、以下のアレルギー情報をわかりやすく表示すること。

特定原材料「えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、

落花生（ピーナッツ）」

特定原材料に準じるもの「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」

なお、表示ができない場合は、アレルギー対応不可であることを明示すること。

(2) 法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で対象外となります。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、国、他の地方公共団体及び登別市の一般競争入札の参加を制限されている。
- ② 役員等が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③ 会社更生法、民事再生法等による更正・再生手続き等を行っている。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。
(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)

(3) 提出方法

参加意向申出書、質問項目書、食品衛生責任者資格証明書（写し）を電子メール又は郵送、持参にて提出してください。

※電子メールで提出する場合は、件名に「登別市児童館・児童センター及び放課後児童クラブ長期休業中の配達弁当提供事業者の募集について」としてください。

(4) 提出先及び連絡先

提出先 登別市保健福祉部こども家庭グループ
担当 高本
住所 北海道登別市中央町 6 丁目 11 番地
電話 0143-57-1078
メール child2@city.noboribetsu.lg.jp

(5) 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）必着

6. 募集結果について

こども家庭グループにて、提出された参加意向申出書の内容を審査し、参加条件を満たす場合は、事業者に対し別途決定通知を交付します。なお、参加条件を満たさない場合についても、別途参加不適合通知を交付します。

7. 留意事項

- (1) 本件は登別市と委託契約を締結するものではなく、事業者と保護者との直接契約であり、事業者が保護者との間で契約内容、料金、配達方法等について直接協議・合意するものとします。
- (2) 事業の運営に関する費用は、すべて事業者負担とし、市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。
- (3) 本事業実施にあたり、市の責めに帰さない理由により利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決していただきます。
- (4) 災害等やむを得ない理由により児童館・児童センター及び放課後児童クラブを臨時的に閉館する場合、市より事業者に対し可能な限り迅速に情報提供を行います。なお、災害等により配送が不能となった場合においても、市からの弁当料金等の補償は行いません。
- (5) 事業実施期間中または終了後において、必要に応じてヒアリングやアンケートを依頼することがあります。
- (6) 提出いただいた書類は本件以外の目的で使用することはありません。
- (7) 本事業の期間は参加決定日から令和9年3月31日までとしますが、期間満了の1ヵ月前までに、市又は事業者のいずれからも特段の申し出がない場合は、同一の条件をもって1年間自動的に更新されるものとします。